少年法 (昭和二十三年法律第百六十八号)

とができる。いて、必要があるときは、事件について調査をするこに掲げる少年である疑いのある者を発見した場合にお第六条の二、警察官は、第三条第一項第二号又は第三号(警察官等の調査)	(削る)	るときは、その少年を直接児童相談所に通告す十四号)による措置にゆだねるのが適当であるるよりも、先づ児童福祉法(昭和二十二年法律ついて、直接これを家庭裁判所に送致し、又は官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者)	
(新設)	致しなければならない。 により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要用がある少年について、たまたま、その行動の自由を利がある少年について、たまたま、その行動の自由を	上()月上	第二節調査及び審判

2 | 2 第 2 第 3| | IJ 六条 第 た 一 る たる ね頃 照 六 は府 る。 ۲ 第 す て ること 50 条 押 押 会し 行 関 に 呼 の場合に、 法 き る の 前 **警** 収、 うも 項 警 係る 察 す る 規 警 収 Ιţ 項 察 玉 の 警 健 事 の 出 少 項 規定 が 中 察 四 τ 官 Ų 察 察 察 官 家公安委員会規 の 年 訴 Ξ 察 全 の 官」 本 官」 職 事 必 は、 は 捜 捜 で 処 職 少 の の な 調 訟 きる。 検察官 部長又 索、 件警の察 索 要 年、 分 とす 中 定 員 法 質 員 心 育 查 Ł と読 これ な 察 問 を 理 は 国 の 調 成 る。 同 昭 官 官 除 司 調 查 保 警 そ 行う押収、 検 事 家 の 検 は警 **<** 事 を準用す 和 証 查 は 法警察員」 法第二百二十 証 項 に 護 は 報 の た 公安委員 み 察 司法巡查」 又は鑑定の嘱 をするに 者又は 告 とある の つ 他 案 替えるほ 二十三年法 官 め 則 察 第三条 鑑 調 の 報 ١١ の を の の 告を求さ 定 要求 をさ 真相 署 て、 查 除 措 特 م , 嘱 ۲ る。 参考 を す 長 捜 **<** 会 置 性 <u>ا</u> せ 規 託 はっ ゕੑ ۲ 索、 第 公 に に を あ この 四 め る 則 明 ۲ ح 律 L١ 関 務 人を る 資 同 . 条 第 こ と らか 警 あるのは「 る 条を除く。 検証及 託をすることがで τ 項 ることが 所又は に することを 同法第四 第百三十 に す の 場合に 視総監 必 要 の 第 呼 る 定め つ 調 が 政 はっ び l 1 専 に 查 項 び で 門 る 令 が 号 出 Ų て 公 きる。 中 若 できる。 百 私 Ų 司お 鑑 あ 必 第 ところに 的 に 司法巡 六条 号 しく 法警 ると とあるの 九十九条 定 掲 要があ 目 も しし の 知 ば げ 4 質 的 て 識 つて少 玉 の 中' 察員 きる少 は 嘱 体 問 を とし 庫 の 道 查 ょ 前託 に す る 四 有 新 新

設

設

2 4 3 | 第 致 は、 号し 六 所 ||件||か| た事 につい 対 警察官 満掲 を 児 あ 公安委員会規 調 U の 料にい 府 に に に ت 付 た 掲 第三 措 察 き事 て、 の ŕ た場合 察 げ 前 該 察 県 る 査 査 送 す 宗官は、第一公政しなけ. れ 置がとられた場合におい件について、児童福祉法 号 る 当 五 官 に 官 することが適当であると思料すると な る少年又 げ 件につい 童 の ば とき。 条 概 係 を家庭裁判所に送付し は に掲 る 罪 その 由があると思料するときは て しし 相 するときは、 ۲ は 同 の 警 察 要及び 第 法に る少年 者に 送 を除き、 談 読 第一項の規定になければならない 第三条第一調査の結果 第一項又は第二項 げ ات 少 所 致 当 み は 官は 替える 則 年 等 該 ょ 係 る 係る刑罰法令に 項 長 る措 を 児 る事 第二 に送 同 結果を通知するものとする。 の も の 都 児 童 定め 行 為 項 の 道 規定に (第三号) 置 果、 件に 致し 号 府 の 調 も 童 当 相 が をとるについ るところにより、 福 頂 ほ に 該 查 の 県警察又は 十四 とする。 第三 掲 な 談 つ か、 第二十二 調 祉法第二十五 11 の 結 け より 所 法第二十七条 に L١ げ 查 なけれ の 号 歳 果、 掲 触 ヾ に ζ 第三条第 る れ に 以上の 少年 通 規 児 に げ れる ば 係 定に 証拠 なら る少 条 る書 次の 告 規 家 童 ば これを て 定する 相 も するときは 庭 の に 察 により事件を送ならない。 なりが 参 条の規定 年 署 少 裁 な 各 談 と き 所 の か の 係 類 年に 考と 児 童 کے 第 で 第 号 項 で る 11 の 所 家庭裁 審判 十四四 第二 の あ 事 툱 属 ると なる当 相 るり第四 係る 件 に 項 もに する の ١J A 号 に 送 歳 号 ず れ 談 に 審 に 判付事 思 国 よ送 判 所 に に つ 事 都

新設

第 2 第 2 2 第 訳十个 受 き報八へ 致に الح 制用 六 限及 限|査|項 を 若四証へ けか司は告条事 ょ す 1) 第 項 条 L 限 が 都 ഗ 条人略 る で 兀 け た 5 法 件 し に 第な 1) あ 道 結 ത 道 と家 第六府 尋 認 前訳訴 لح な果 号 < 警 よ家の け る 府 た 事 き庭察件り庭調 項に 訟は家問 節れ ㅎ 少 11 又 事 め 県 の 県 익군 はは の関 法 翻 庭 • も裁 員に 裁查 ば 5 年 知 措 号 知 中訳裁鑑、を判定 つ審判し 調 場 れ す 判 に 置 道 な そ 事 に 事 の に 判定 い判所 合 る を 警 查 5 る 同 つ 府 又 同 所 又 を つ の 必 係 様の 察てには、官調付、 及 とら は 所 な 場 県 に規裁命 • 法 自 は 要 61 る と審 合を は通 び て、 児 定判 ず 第 由 児 て 部 知 ١١ が は分 る 三 十 す判 こ は所 訳 審 査す 事 童 第 を 童 な な のこ عاً اد 奪 け 又 相 れ 証 • 除 た 相 に 11 を保行と 三条 う 翻 ð 談 人 ま 談 れ 児 限 は ۲ 準護うが用事証で を る。 訳 ょ た ば 童 児 所 所 認 で尋 ベ県れ年通 長 及 う ま 長 め な 福 童 こ す件の性に人尋問い きる。 き知ばが告 な 5 問 祉 び 相 の れ は 5 事なあ又 少事な年又ら 第 し を 強 そ れ な 法 談送 ത 致 は 四 第 規 所 る 児 11 家 制 の る 事はなと + 長 質 又 庭 前 的 行 童 ۲ 定 \exists は 児い思条 裁 七 に鑑 た に は 件 措 動 福 ㅎ 童 料 だ 七 鑑 ഗ 判斜 置 第 は ょ 反 定 の 祉 相 検 定、 条 し 送 す 所 の を 自 法 IJ 前 る 規 第 送 な通 致 談 察 条 項 必 由 の に い訳 通 を所官 との 送 定 要 を の調 致 第 適 第 第 2 2 規裁 + ~ あ判 つ審八へ 新 四証へ るに都い判 定判刑 設 条事 は所事 条人略 付道てに の訴 尋 す府調付家の新 へ 問 ベ県査す庭調設 保行訟 同 き知しべ裁査 • 護う法 では、 では、 では、 できりれば、 が判所は、 上 鑑 事証へ 定 件人昭 の尋和 件児ばが 性 問 通 の童なあ前 質 訳 送相らる に鑑 反定年し、法 談なと 翻 致 条 所い思の 訳 を 長 な通律 受 料 通 い訳第 け か検 す 限及百 た ら察 る 又 りび 家 官 とは Ξ ۲ + き 報 き 翻 庭 裁司は告 前訳 も 項に に 判法 の関 同所警 ょ 事 場す の察件 1) 樣 合る で審員に

、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するもろ、前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人はすることができる。	更があるに思りなくまは、弁護にであるける人を慮し、審判の手続に弁護士である付添人が関与すおいて、事案の内容、保護者の有無その他の事情あり、から、少年に弁護士である代別人がない場	のについて、第十七条第一項第二号の措置がとら前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れ第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であ	る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のも家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少は、弁部はである代表力を付さればなり	は、弁護上である寸添しと寸さなければならなり。場合において、少年に弁護士である付添人がないと十二条の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をし	(国選付添人)	欧所長に送致することがでいして、事件を権限を有す	つて、期限を付して、これに対してとるべき相談所長から送致を受けた少年については、		による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、八条(家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規児童福祉法の措置)
最高裁判所規則の定めるところにより、選任するもの2.前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、			(新設)	二条の三(同上)	(検察官が関与する場合の国選付添人)	9ることができを権限を有する	、所 期 長	追府県知事 又は	第十八条 (同上) (児童福祉法の措置) に、これを準用する。

2 | 2 5 第 第 は対 헌병실 の和 できる。 と認 の 遷処分をしなけれる開始した事件に 【保護処分の決定】 (保護処分の決定は、その効力をは 5 十六条領観 申二請十 ない 歳 の の 宿 前 لے に 略 泊 \equiv める 庭 に 項 す に て つ 第二十 四 裁 項料の お の 満 ١١ 日年法律第7 決 判 の察四中 及 τ 場 た の 規 L١ が所は、 合に て 定 略 な 審 付 び 定 四 報に しり 判添 の ければなら、 につき、、 が定) につき、、 が定) 条 家庭 限 同 者 を よ櫃 少 第 前 合百 年 に IJ 年 終 をり 時 の 選請選 裁対 四十二号 局 院 項 に に 判 所 す る 措 第三号 の 任 求 任 項 係 に さ な決に すされ 収 第 規 る 世 は 本 事 三号 は 容 定 る ことが 件 がニ を条 た 付 少 す に の 決 第二十四十二 る期 もの 年 の 保 ょ 犯 に た 定 十三歳 保 護処分によつては守すべき事項を遵 罪 護 つ だ つ場 前が り 二 十 添 にその 間 て、 る合を で 人は、 処 い 護 者 ŧ 分を を 処 予 て ಠ್ಠ 条 定 歳 は決 を 次 除 放 選 分 防 を 第の にい め 超 以 更 さ 任 旅 すること 定 一項第二 掲 て げ 、 な え すると 上 めるとき 生 に 特 の れ ゖ たと 係 な の 法 に 時 げ 処 必 る審 る 日 者 に 十保判 ㅎ 分 本 項 要 き 事 当 守 昭 が 第 二 3| 2 新 新 護を 処開十保 設宿前 す 設 (略) 分 始 四 護を し 条 処 泊項る 料の した 分 及 規 な事家の び定 け件庭決 報に れに裁定 よ幡 をり ば つ判 なき所ら、は 請選 求 任 な決 す さ い定前 ることが れ を条 た 付 もの 添 つ場 が人は、 できる。 て合 を 次 除 にい 旅 掲 て、 げ る審 H

当

保判

2 3 2 第 4 第 用 きる 三へ手 い宿添人務 三へす事べ 事 旅 な べ訴き + 十費 と参 訴 費 証 5 て 泊 の 第二十二 参 続 分 考 +な 訟 料 及 き 訟 旅 み考 告 第 略 あ 用 人 の 頂 に 等 そ る 条の旅法費 人 費 四 <u>+</u> な人 四 び 日 例 係 に L١ 第三十 は用 費、、 当、 徴 に たの 補 者 証の に 条 に 節 し る 定 日当、 か家収ら庭) に て、 人、 費 お 他導 条 支 ょ 第 事 ء ع のを 条 日 給 旅関宿 用 け る 用 の 件 当 の費 委 証 八 る の 裁 第 す 項 も **ത** . 条 宿 第 泊 全用託部並さ 玉 人、 判 第 る Ξ 手 の の 選 所 宿 四項費 Ý 第 規続 の 又びれ 当 令 付 泊 Ξ 料項の用 は の 定 鑑 はほ 料項及の規 の他翻 はにた項定 は に か 少者の人少 年に規 、年 及のび規定 規 宿 の訳 ょ そ 年 定費人 び 規報定を 部 こ 泊 る の 第 を用及 鑑支定通又 報定酬に適れ を 料 保 性 に訳は 準 別給 酬にの よ用 を のび 護 徴 質 を 項 請求する。別額についる通訳人に 所したた よ人 り、れ よ額りすりに付る 収 の 証 処 に の する 例 れ 求すること 分 反 規 人 び旅 弁つ添 つ人に に 選 翻 を に に し 定 少年 よ護い 訳扶 費 支 任 人 係 な に とが る。 人 て に は さ 人 給 養 に て 支 る ょ l١ 院 する 日 支 は 給 事 れ す 限 る 当た Š 給 でに が す 支 保 件 IJ 参 付 考 きお 義 給刑す 費 で 刑 る の 護 2 第 4 2 第 \equiv \frown Ξ い宿添 務 す事べ 十費 べ訴き + 証 て 3 泊 の 人 第 件が 料 及 条 人 略 生 あ ㅎ 訟 旅 第二十 条の旅法費 徴費第、 + = そび じ る 等 たの補 第三十八 受理 節 徴 費、 者 同 の 条 家収度) 他導 か 同費 上 の 三 さ 用 のを条 5 日 上 用 の費委 - 八条宿 当 裁 れ 同 の 証 た 場 三第 判 人 第 第泊二料 所 部 並さ 宿 \equiv 合の 又びれ 泊 料項 鑑 は 料項及の 及のび規 少 年 規報定 び 鑑 報 を 支定通 又 定酬に 別給に訳 酬にのよ は こ 所し の 収 ょ 人 よ額り れ 例りに付 す 及た IJ 選 翻 に弁つ添 ること 旅 び を よ護い人 少 費 任訳扶 年 人てに さ 養 व には支 日れ が院 u当、 た 参 る 付 考 義 で に 支 給 お 給刑す

場合には、家庭裁判所の決定を取り消して、事件をい」とあるのは、「取り消さなければならない。こし戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければなら互十三条第二項中「取り消して、事件を原裁判所に第二項及び第三十二条の六から前条までの規定は、2 第三十二条の二、第三十二条の三、第三十二条の 1	者の明示した意思に反して、抗告をすることができる明示した意思に反して、抗告をすることができる。ては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りが第三十五条 抗告裁判所のした第三十三条の決定に対である付添人を付することができる。 である付添人を付することができる。	とられたものに限る。)について、少年に弁護とられたものに限る。)について、少年に弁護に持護、少年に弁護士である付添人を付さなければなら、少年に弁護士である付添人を付さなければなら、少年に弁護士である付添人がないときは、抗十二条の五 前条第三項の決定があつた場合に
「家」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(再抗告) (和抗告) (和抗性的) (和抗性的	

えるものとする。は他の家庭裁判所に移送することができる」と読み替

少年院法 (昭和二十三年法律第百六十九号)

 び。)を他の少年院に移送した場合においては、移送の次項及び第十一条から第十二条の二までにおいて同るときは、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、これを移送することができる。 (略) 大り在院者を他の少年院に移送する必要があると認めより在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由に第十条 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由に未満の者を収容する。 	第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年	改正案
5 医療少年院に移送した場合においては、移送した少年院 6 (略) 2 前項の規定により在院者(少年院収容受刑者を除く。次項、第十一条及び第十二条において同じ。)を他。次項の規定により在院者(少年院収容受刑者を除く。 と	3・4 (同上) 上おおむね十六歳未満の者を収容する。 第二条 (同上)	現行

第 3 助言その他の適護者をいう。) ٳؙڶٳ 十二条の二 少年院の長は、必要があると認にその旨を通知しなければならない。した少年院の長は、速やかに、本人を送致し で あ 年 る 少 年 在 院 適当な措 に 者 法 矯 対し、その保護者 正教育 をとることができる。 の の実効を上げるため、指導での在院者の監護に関するでの在院者の監護に関するでした。必要があると話とない。 要があると認めるとき っため、指導、 二護に関する責 で規定する保 た裁判 う 所 \sim 3 (新設)3 (略)3 (略)の長は、速やかに、本人を送致し 新 通の

置

U た 裁 判 所 に にその 旨

を

- 12 -

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)

(保護者に対する措置) 第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると認め第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると認め第三十二条の三 保護観察所の長は、必要があると認め第三十六条の三 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、その処分をした裁判所の意見を聴き、これにより、その人により、その処分をした裁判所の意見を聴き、これにより、その人に表別できる。 (場守事項の特定及び指示) 第一項第一号の保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、その人の主は、法第二十四条第一項第一号の保護の分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に対し、一方を遵守しなかつたと認めるときは、少年法第二十四条の事項を遵守するよう警告を発することができる。 (保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、必要があると認め第三十六条の三 保護観察所の長は、必要があると認め第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると記め第三十六条の二 は、公司を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	改正案
(新設) (新設) (新設) (新設)	現行

総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号)

十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する業務の範囲)	下同じ。)の選任が行われる態勢の確保が図られなけ、大調人をいう。以下同じ。)の選任が行われる態勢の確保が図られなけれ、迅速かつ確実に国選弁護人(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定に基づいて裁判所若は、迅速かつ確実に国選弁護人(刑事訴訟法(昭和二年法律支援の実施及び体制の整備に当たって第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たって(国選弁護人等の選任態勢の確保)	別の	改正案
第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する (業務の範囲)	確保が図られなければならない。 ・ (国選弁護人の選任態勢の確保)	制制 附則 附則 附則 附則 所見 所見 所見 所見 所見 所見 所見 所見 所見 所見	現行

た 総 合 託 略 法 支 援 に 関 す る 次 に 掲 げ る 業 務 を 行 う。

玉 玉 の 選 委へ 護に 基 人 等 づ < اع 玉 11 選 う。 弁 護 一人 の及 選び 任 国 に選 関 付 す添 る人 次へ に以

イ 掲 げ

裁 1) イ判国 扱支裁る 国 う援判業 護の長選選 人通又弁 弁 こセ所務弁 知は護護 とン若 に裁人 に タし 人 ĺζ 基判等 等 つ づ官の契いとは きに候約 ての裁 士 国 通 補 弁 契 間 判 知を護約で長 若の士事め し中へ務に くか以を応 はら下取じ

八こ選 と弁。猫 等 契 約 弁 護 に選 扱さ われ せた る国

2 3 \ ン 略

~ · 四 法略へ

第 書三 を十業 項れ作四務 け開 ら務 な方 い法

令 前こ 略定のを成条方へ め業変し る務更、支書 事方し法援 項法よ務セ を書うと臣々 載しない。 けにきを業 れ掲も受務 ばげ、 なる同な始 ら事様けの な項とれ際 いってする。これは、業の 他

法

務

2

事る護業 第へで 項事 人務 項等に の関十 に第候し条 第三補 第 四十の弁一 十九指護項 三条名士第 条第及と三 第四びの号 一項裁契の 号に判約業 に規所に務 掲定に関及 げす対すび るるするこ 勘協る事れ 定力通項に のに知 附 管関に国帯 理す関選す にるす弁る

> た め、 総 委 ヘ 合 律 支 援 に 関 す る 次 に 掲 げ る 業 務 を 行

う。

げ国 の に 基 づ < 玉 選 弁 護 人 の 選 任 に 関 す る 次

又選国扱 う支裁る 選 こ援判業 の裁護弁 護とセ所務託略法 通判人 約知官の人 にン若 にに候契 つタし 基通補約いし < づ知を弁 てとは にきす指護契の裁 そ国る名士約間判 こ をで長 、とし国又 裁いて選は 判うい弁裁 る護判 所 所。る護判若)弁人官 しの護のの く中士事求 はかへ務め 裁ら以をに 判 ` 下取応 長国っりじ

。 弁| 護イは弁 人 弁 護 士 の選 事弁 務 護 を人 取に り選 扱 任 わさ せれ るた こ国 と選

八

三へ・四 十業3分 条方へ 法略へ

2

第 四 務 書 上

2 令 前 め業 る務 事方 項 法 を書 記に 載は し な次 けに れ掲 ばげ なる ら事 な項 い そ ° တ 他 法

務

項事護業 並項人務第へで項 ` の に 三 略 定 の に第候関十 第三補し条 四十の 第 十九指弁一 三条名護項 条第及士第 第四びと三 項裁の号 号に判契の に規所約業 掲定にに務 げす対関及 るるすすび 勘協るる こ 定力通事れ のに知項に 管関に 附 理す関国帯 にるす選す 関事る弁る

つ
す 事 頂

5 6 護略

第 こ款業 \equiv 判事前れを務十国 関所件項を定の六選 め開条弁 始 項るる約よ務に援 う大 セの 臣国 はすの選タ務 る認弁 1 に لح 可護は関 ㅎ を人 す も受等第る けの三 同な事十約 ば関一 る なす項 らる第 な契 Ξ い約号 約の

2

国

令契に求裁う で約関に 定にす すににの変 可費しン略る反事る対関契更 事 し項事すす約し法前支人 項た を場契 通事款 記合約報知項にと 載の解酬に し措除及関国 な置そびす選 けにの費る弁 選 れ関他用事護弁 ばす当の項人 護 なる該算 等 人 ら事契定報の等様け務条約 な項約の酬候のとれに第款 いそ約基及補事す の款準びの務 他に及費指を 法基び用名取 務づ支の及り 省く払請び扱

5 タ

報 扱 項酬い支4 の及に援 認び関セヘめ違る を用 受がそー け定のは ため取 契らり弁 約れ扱護 約るう士 款契事と に約件国 よをに選 ら締対弁 な結応護 けすし人 れるて 等 ばと支の なき給事 らはす務 `べの な い第き取 5 3

第 とな判所業 \equiv すら所の務十国 るな及所に七選 いび在関条弁 当 地 護 し 該そ 支 人 れ弁の国援等 ら護他選 セ契 ン約 の士法弁 事の務護タ弁 Ⅰ護 項所省 人 に属令等 は士 `の 変弁で契 更護定約 第氏 が士め弁 三名 あ会る護十等 つ に事士条の た通項の第通 知を氏一知 ۲ し関名項 ₹ な係及第 も けすび \equiv 同れる事 号 様ば裁務の

第

す ン 頂

2 3 第 5 定にす関所事 れを業 に件前を定務十 国 る反事る 対に項変 めの六選 す関の更 開条弁 ン略項た るす契し法始 頂 略 を場契 通る約よ務前支人 記合約報知事約う大に援の 載の解酬に項款と 臣 セ事 にすの国ン務 し措除及関 タに な置そびす国 はる認選 - 1 けにの費る選 可弁 関 れ関他用事弁 きを護はす 国 当の項護選 ばす も 受人 る なる該算 人弁 けの第契 ら事契定報の護 約 同 な事三 な項約の酬候人 様け務十 約 いそ約基及補のとれに条 の款準びの事 す ば関第 他に及費指務る なすー 法基び用名を らる項 務づ支の及取 な契第

い約三

こ款の

約号

項酬い の及に支4め違るす 認び関援 可費しセヘ事し項事 を用 受がそタ け定の「 ため取は 契らり 約れ扱弁 約るう護 款契事士 に約件と よをに国 ら締対選 な結応弁 けすし護 れるて人 ばと支の なき給事 らはす務 な べの い第き取 一報扱

すら所の業 \equiv るな及所務十国 いび在に七選 当地関条弁 こ該そ 護 し 支 人 れ弁の ら護他国援契 の士法選セ約 ン弁 事の務弁 夕護 項所省護 | 士 に属 令 人 変弁で契 はの 更 護定約 氏 が士め弁 第名 あ会る護 三等 っに事士十の た通項の条通 知を氏第知 لح ㅎ し関名 もな係及項 び第 けす 同れる 事 様ば裁務号 とな判所の

省く払請びり

令契に求裁扱

で約関に判う

を き訴三へ 支は選は支指と訟十国 援名き法八選 にセ判護遅セしは又条弁 は 通支少 知援年判等 す セ法所の る ンの若候 ょ タ 規し補 う П 定くの の求にには指 対 よ裁名 しり判及 国長び 又通 の 選 玉 選 弁は知 す 弁護裁等 る護人判 等 官 等を は の付 候す刑

2 又国き 援裁弁 滞ン て なタ は し補国 と国なを選前 け指弁項 れ名護 れし、 規め 人 る な 等 定 ら裁契に も ょ い所弁 る ے 若護求 士め くのが は中あ 裁かつ 判らた ۲ 長

3 は任三へのに護 さ十国事よ人 務り等 を 護取当選ン官人 り該任夕に等 扱国さ「通のく」 わ選 れは知候 せ弁 た る護 も人 き選 の等 は弁 と契 護 のす約 そ人 の等 護契契な判約 士 約 約 にの弁 国 定護 選め士 弁 るが 護 と国 こ選 ろ 弁 等 3

人 の 報 等 請

第 しと 十合なき国 六にいは選 弁 刑護酬 事人 訴 等 訟 契 求 法 約 権 第弁 三護特る弁 十士則 八が等 条 国 第選 二弁 項 護 の人 規に 定選

2 る律 る さもへ前 れの昭頃適れ九選 の和の用た条弁 酬用 及も とほ四場 び刑 きか は 費事 用の 次年お が手 当の法い 事続該各律て 件に 国号第は ごお選に四 とけ弁掲十刑 る 護げ 事 人る 号 訴 士め訟に者〜 訟 ら費 係が第費 る国 二用 ると 当選条等 す 該弁各に 各護号関 号人にす にに掲る 定選げ法

用し て 報 前 規護 る 定人 に の等 規 選 例 契 定 に約 す 弁 よ弁 る 護 り護 玉 人 裁士選 等 判 契 弁 所刑護 約 が事 弁 に 人 そ訴等 護定訴 の訟契 額法約 当れ用 を第弁 定三 該 護 め十士 報契 た八以 酬約る 旅条外 及を 費第の び締 二国 費結

> 所候 く指

第 す援訴三へ セ訟十国 ょ ン法八選 タの条弁 う Τ 求 規 に定 め る対に はもしょ **ത** IJ ۲ 玉 国しの す 選 る 弁弁は名 護護裁及 人人判び のを長通 候付又知 補すは等 をべ裁 指き判 名と官 しきは

ては

知 支 事

刑

通

補べ事

2

裁選|き 支 判 弁 は支る 官護 援 遅セ さン通の滞 ン タ < け指国 は国れ名選 前 ばし弁項 な 護の ら裁 規 人 な判契定 い所約 に 若弁よ し護る く土球 はのめ 裁中が 判かあ 5 つ 長 た 又 は国と

さ三へ取り人 に IJ 扱 当 選 援 わ該任セに人 せ国 る選れタ知候な 選権も弁 たしし補 刑弁のの護 とはなを ㅎ 人 則す契 等る約 選 そ弁 弁 護 の護 士 契 人 に約契 玉 の約 定弁 選 弁 め護 護る士 とが ٦ 玉 の ろ選 務に弁 をよ護

請

第 いは国求 事護特と 訴人 第弁 三護十士 八が 条 国 第選 二弁 項 護 の人 規に 定選 は任

2 任る律 め さもへ前適れ十報 る れの昭項用た九酬 酬用たの和のしと条等 及も とほ四場なき び刑 きか十合 費事 は 六に 用の 次年お が手当の法い 事続 該各律て 件に国号第は ごお選に四 十刑 とけ弁掲 護げー 事 人る号 訴 に者 め訟 訟 ら費係が第費 る国 用 ۲ 当選条等 該弁各に る。 各 護 号 関 人 にす にに掲る 定選げ法

規弁 定護 前 て の人 l١ 例 契 に る に約 玉 規 よ弁 選 定 り護 弁 す 裁士る 護 判 玉 人 所刑選 契 約 が事 弁 そ訴 弁 護 の訟 護にる 人 額法 契 士 定 訴 第約 を 定三 弁 あ 十 該れ用 報 た八士 る 旅条以 酬契す 約 第外 及 び を **ത** 費 締 日項国 当の選 用結

3 | 2 第 4 でに所ず 次 適 の 規に \equiv 当該 + 費 用し 費 用前 定 選 玉 5 定 関 が ۲ ず の 護前日 める。 る人項 用 き て 報 各 選 用 の 前 は そ執 に 項 任 九 8国選付添-酬 号 規 条 の行は コ さ 裁に第 **ത** 所 護 の 付 人等 及 び に い場 は る 略 額の 宿 定 適 添 判選 額 に れ の 泊 国 を指刑に任号泊 掲 げ て合はに の 規 用 た 続 の 料及び 契約 例 選 費 算 揮 事 同 算 し の 第 定 さに料 ۲ に に 弁 定 を訴号れ掲及 つ 定 す 用 る お な ₹ 玉 報 人 する。 さすべき まままめ より 選 護 に は 訟にたげび 項 弁 る 者 l 1 酬 l١ に が 同い 護 報 人 等 弁 関 の 玉 事 が 条 等 て 係る当該各号 て 酬裁 場 士 件ご 国第は 選 護 請 少 L 必 契約 年 求 要 こ検百るに選 合 判 弁 選 少 ح 法 等 権 の察 付 項少 八費お弁 に 所 護 な 支 弁護 事場官十用い護 年 援 に 添 年 第二十二条の 契 が 人 の お に でセン 法 約 そ 等 特 規法 L١ 定 人 項合の八のて人 弁護士 第二十二条 契 \pm に に 則 はに申条額 の め 定 て 第 定める 選 タ 約 す 等 額 5 Ì を 弁 任 る 玉 れ 該 さ も 選 定 護 に る が 報 三第四 よにさ用護 め 費 玉 裁 対 付 士 契 れ の条 酬 の 以 選 判 そ り か れ の 士 所 の ` か て 負 が U 添 た 約 用 た のの 7 及 も 同 き 付 旅 外 を ほ規 第 の び か 添 規算裁わい担国 に 費 締 項 必 定 項は 係 兀 玉 費結 の 人 則定判らなを選 **ത** 4

> 定関が ۲ ず 護 そ執きる め す 人前 る手 の行は裁に項宿 額の 判選 第泊 を指刑に任 続 料 算揮事同 さ に 号 及 定を訴号れにび つ しし て ŧ 必 こ検百るに国 要 の察 八費お選 な 事場官十用い弁 項合の八のて護 はに申条額 人 お立のが訴契 最いて規表訟約 てに定示費弁 高 よに さ用護 裁 判そり かれの士 の かて負が 所 算裁わい担国 規 則定判らなを選でに所ずい命弁

3

宿

る報

玉

等

3

5 略

新

設

協 を 則求 ることがで

償ろ財及務四へ でに産びの条国 使よで報開 有附力 用りあ酬始最財 つのの高産 せ支て支際裁の る援政給現判無 セ令にに所償 ンで関国長使 がタ定す選官用 める弁は

に旅条

で゙ きのる事護 る用も務人 にのの等三 供を用の十 す る政供費第 た令さ かでれ日頃 でオー 定て当 こ めい れるる宿号 にと国泊の 無こ有料業

附

でに産び務四へ 有 ンで関に所償 夕定す国長使 める選官用

使よで報の条国 用りあ酬開さ、つの始 つの始最財 せ支て支の高産則 る援政給際裁の セ令に現判無

第

Ĺ

にのの人第 供を用の三す、に旅十

る政供費条

でれ日一

定て当項 めぃ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙

るる宿三

と国泊号

無こ有料の 償ろ財及業

第

た令さ

め

れ

に

لح で きのる事弁は る用も務護

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

2 (略)	ない。「は児童養護施設に入所させる措置を摂らなければなら」	記述を握りたい、いたかには、これでは、これで置(保護者の下から通わせて行うものを除く。	童自立支援施設に入所させ	条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につ	又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四	第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項	2 (略)		採らなければならない。	あると認めたときは、次の各号のいずれかの措置	に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要	十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談	三年法律第百六十八号)第六条の五第一項若しくは第	又は少年法 (昭和	通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若し	第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による	改正案
2 (略)		らなければなら	行うものを除く。)又は児童養	自立支援施設に入所させる措置 (保	受けた児童に	道府県は、少年法第二十四条第一	2 (略)			各号のいずれかの措置を採らなければならな	ついて、必要があると認めたときは、	致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保	十八号)第十八条第一項の規定によ	号、前条第一号又は少年法(昭和二	、第二十五条の七第一項第一号若	二十五条の規定に	現